

医薬品の供給不足に伴う 一般名処方、代替薬の処方について

医薬品の供給不足が深刻となっています。そのため、当院では以下の対策を行っております。

- ◆ 院外処方箋の一般名処方を推進しています。
- ◆ 医薬品の流通状況により当該医薬品が供給不足の場合には、他の医薬品の代替処方をさせていただく場合があります。何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

一般名処方とは 何ですか？

一般名処方とは、院外処方箋において後発医薬品が存在する薬、及び後発医薬品について、薬の有効成分をそのまま薬名として記載することです。今までは院外処方せんに「商品名」が記載されていました。「商品名」とは一つひとつの薬に製薬会社が名前をつけたものです。今後は、後発医薬品が存在する薬については、薬の有効成分の名称「一般名」が院外処方箋に記載されます。

【例】

「商品名：カロナール®」→「一般名：アセトアミノフェン」 （後発医薬品あり）

「商品名：パルモディア錠®」→「商品名：パルモディア錠」 （後発医薬品無し）

医薬品の供給不足に 対する一般名処方の メリットは何ですか？

一般名処方により、薬局では患者さんの同意のもと、製薬会社・先発・後発に関わらず柔軟に調剤が可能となり、医薬品の偏在を解消することが期待できます。

医薬品が不足しているようですが、今まで飲んでいた薬はもらえるのでしょうか？

基本的に、従来通りの薬を処方いたします。ただし、医薬品の供給不足により薬局に在庫が無い場合は、同種同効薬の先発品・後発品・バイオ後続品の中で代替りの薬を処方させていただきます。そのときには十分に説明させていただきます。また、入院患者さんに対しては、医薬品の供給が不足した場合には、同成分の薬剤の中で供給が比較的安定している薬剤への変更や、患者さんに影響が出ないように、他の同種同効薬の選択を医師・薬剤師が共同で検討するなど、適切に対応する体制が整備されています。